厚木市訓練用防災資機材等貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自主防災組織、学校、事業所及びその他の団体（以下「団体」という。）が実施する防災訓練等の充実及び強化を図るため、厚木市物品会計規則（昭和40年厚木市規則第６号）に定めるもののほか、厚木市が所有する訓練用防災資機材等の貸出について必要な事項を定めるものとする。

（貸出の対象）

第２条　訓練用防災資機材等の貸出対象は、団体が実施する防災訓練、研修会等に限るものとする。

（貸出訓練用防災資機材等）

第３条　貸し出す訓練用防災資機材等は次のとおりとする。

(1) 水消火器
(2) 水消火器充填用ホース
(3) 消火訓練用的
(4) 屋内用テント
(5) 屋外用テント
(6) 簡易トイレ
(7) 点火棒・オイルパン
(8) 防災意識啓発用ビデオ
(9) 避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）
(10) そのほか、貸出をすることが適当であると市長が認めるもの

（貸出の手続）

第４条　訓練用防災資機材等の借用を希望する団体の代表者は、訓練用防災資機材等借用申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出期間）

第５条　訓練用防災資機材等の貸出期間は、７日以内とする。

（訓練用防災資機材等の貸出及び返却）

第６条　訓練用防災資機材等の貸出及び返却は、防災主管課において行う。

２　訓練用防災資機材等の貸出期限が到来したとき、又は貸出期限前において防災主管課長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

（管理義務等）

第７条　訓練用防災資機材等を借用した団体の代表者は、訓練用防災資機材等を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

２　訓練用防災資機材等を借用した団体の代表者は、訓練用防災資機材等を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に申し出なければならない。

附　則

この要綱は、平成16年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月 16 日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

訓練用防災資機材等借用申請書

年　　月　　日

（あて先）

厚木市長

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　訓練実施日	年　　月　　日（　　）
２　訓練実施場所	
３　借用期間	年　　月　　日（　　）～　　月　　日（　　） ※借用期間は、７日以内とします。
４　借用及び返却希望時間	借用：　　時　　分 返却：　　時　　分 ※借用及び返却は、ぼうさいの丘公園備蓄倉庫で行います。
４　借用訓練用防災資機材等	１．＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿＿＿ ２．＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿＿＿ ３．＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿＿＿ ４．＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿＿＿ ５．＿＿＿＿＿＿＿＿　数量：＿＿＿＿＿＿ ※防災意識啓発用ビデオは、№を記入してください。
５　備　　考	